平成２６年（フ）第１１９号
埼玉県蕨市北町４丁目10番６号　蕨ハイム104号
債務者　猪又　久子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―24―402
債務者　庄司　　絢（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
さいたま市桜区大字大久保領家346番地３、旧住所埼玉県比企郡吉見町東野５丁目25番地11
債務者　神岡　　弘
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３７４号
愛知県碧南市福清水町４丁目27番地１
債務者　永滝　哲也
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６３０号
大阪府岸和田市小松里町856番地の１　シャトー太陽Ⅱ304号
債務者　田北　　修
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
大阪府泉大津市我孫子１丁目10番４号
債務者　多炭　雅江
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
大阪府岸和田市岸野町２番３号
債務者　カラオケスナックつっちゃんこと　土田　房子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
大阪府貝塚市半田720番地１
債務者　水野　　弘
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
大阪府和泉市黒鳥町601番地の６―６―104
債務者　藤原　夕佳（旧姓狩俣）
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
大阪府泉佐野市高松東１丁目５番45―201号、前住所大阪府泉佐野市羽倉崎１丁目１番58―406号
債務者　大島　道弘
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
岡山県総社市総社３丁目15番10―９号
債務者　野上　　旭
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
沖縄県糸満市字糸満1823番地の10
債務者　市原麻美子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２３３０号
札幌市厚別区厚別南４丁目２番７号
債務者　新木千壽子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３６８号
札幌市東区東苗穂４条１丁目11番24号　コーポ吉沢101号
債務者　林　　正紀
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０４号
札幌市手稲区前田８条９丁目８番11号
債務者　天野　友紀
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０１号
札幌市西区発寒４条４丁目９番８―102号
債務者　安達巳恵子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４９号
札幌市西区西野６条７丁目３番22号
債務者　松永　静雄
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで札幌地方裁判所民事第４部